

K リーグ大会規約要項

K リーグ事務局

第1条 (名称)

このリーグを、K リーグ順位決定戦と称する。

第2条 (目的)

- (ア) チーム相互の緊密な連絡と協調を図ると共にサッカー技術の向上及び発展に努める
- (イ) 参加する全チームとの友情と親睦を広げる。

第3条 (役員)

(ア) 当リーグに措いて次の役員及び運営委員を置く。

- ① リーグ委員長 1 名
- 事務局長 1 名
- 事務局員 1 名

※但し、リーグ委員長と会計は兼務するが、監査は別に他チームから 1 名選出する。

- (イ) 前号に定めるものの他、必要ある場合顧問を置くことが出来る。
- (ウ) 任期は 2 年、再任を妨げない、選出は協議による

第4条 (会議)

- (ア) 毎年 3 月に当該年度の代表者会議を行う。欠席の場合はリーグ不参加とみなす場合もある。
- (イ) 後期終了時に親睦会・表彰式を開催。
- (ウ) 毎年リーグ開幕前にオープニング大会を開く。但し会場確保が困難となる場合は中止となる。

第5条 (会計)

リーグ参加料は 1 チームあたり、30,000 円/年
(新加盟チームは、初年度のみ入会金 5,000 円が別途必要)

第6条 (記録)

リーグ戦すべての記録を収録し、研究調査の資料とする。

試合結果の報告は当番チームが所定の書式に記入し、責任を持って西日本新聞社に FAX にて報告し、原本は K リーグ委員長(野中)まで必ず封書にて郵送すること。

- 試合結果(前半・後半)記録
- 警告・退場者(内容)
- 審判員
- 当番チーム名・グラウンド確保チーム名など、その他気づいたことがあれば記入する。

第7条 (表彰)

3位までのチームには賞状とカップを贈呈。4位以下は賞状のみ贈呈。

※但し、チーム数によっては3位以下から賞状のみとする場合もある。

第8条 (罰則)

当日の棄権が皆に一番迷惑をかける行為であるため、当日欠員が多い場合は、該当する試合日の5日前(火曜日 AM10:00迄)に相手チーム、事務局に知らせること。

それを怠ったチームは、0-3の不戦敗扱いとする。

但し、審判員3名だけは責任を持って勤めること

第9条 (試合方法・組み合わせ)

(ア) 試合スケジュールは30分・10分・30分とする。

(イ) 勝=3 引き分け=1 負け=0

(ウ) 不戦勝は3-0での勝利扱いとする

(エ) 試合競技規則は当該年度日本サッカー協会の規則を持って実施する。

(オ) 高校生及び18歳未満の登録出場は認めない。

(カ) 試合成立は8名、選手交代は何名でもOK

(キ) チーム及び選手登録は提出のこととする。

(ク) 県協会4地区の登録選手である場合は、原則としてチームに入ってプレーできないものとする。

但し、県協会4地区の登録選手であっても33歳を超えたものはこの限りではない。

第10条 (細目)

(ア) 会場確保は事務局が一任を持って確保に当たるが、相互扶助の精神を持って、他チームも確保できるように努力をおねがひする。

(イ) 会場確保が出来た場合は速やかに事務局へ連絡し、準備を行ってもらう。

(ウ) 会場確保について発生した費用については、終了時に事務局において精算する。

(エ) 会場準備及び片付けについては、予め定められた当番チームが行う(全チームによる輪番制)。

第11条 (その他)

(ア) 順位によっては、他地区との交流試合に参加出来る。(予定)

(イ) スネ当て着用(着用していない選手は試合に出られません)

(ウ) ピアスやネックレスなどははずす事

付則 (試合期日)

この規約は平成23年3月1日から施行する。